



出産育児一時金

平成23年4月から、出産育児一時金の制度が改正されました。

平成23年3月末までの暫定措置だった出産育児一時金の支給額42万円（在胎週数が22週未満など、産科医療補償制度加算対象出産でない場合は39万円）が引き続き支給されます。

また、直接支払制度が困難な小規模な診療所や助産院などで、受取代理制度が実施されました。直接支払制度や受取代理制度はどちらも出産費用の軽減を目的としています。

3つの支給方法

支給方法は「直接支払制度」「受取代理制度」どちらの制度も利用しない」の3種類になります。直接支払制度や受取代理制度を導入するかは分娩施設が選択することになっておりますので、出産を予定されている方は事前に分娩施設に確認し、手続きを行ってください。

なお、その制度を利用するかしないかは出産する方が選択できます。

1 直接支払制度

（主に大きな病院が導入しています）

分娩施設と出産する方との合意に基づき、分娩施設が被保険者に代わって、支払機関を経由して、出産育児一時金の支給申請と受け取りを行う制度です。

手続き

①分娩施設と直接支払制度を利用する旨の合意書にサインします。

②退院時に分娩施設に出産費用から出産育児一時金を差し引いた差額分を支払います。

なお、出産育児一時金の額に満たなかった場合には差額分を支給します。

また、出産育児一時金の他に付加金が支給されますので、「出産育児一時金・同付加金請求書」に直接支払制度を利用したことがわかる「領収・明細書」の写しを添付して当組合に請求します。

2 受取代理制度

（主に小規模な分娩施設が導入しています）

出産前に、被保険者が分娩施設に請求を委任す

ることにより、支払機関を経由せずに、出産育児一時金と付加金を当組合から分娩施設に直接支給する制度です。

手続き

①出産予定日の2か月前以降に分娩施設との間で「受取代理申請書」を作成し、当組合に提出します。

②退院時に分娩施設に出産費用から出産育児一時金と付加金を差し引いた差額分を支払います。

なお、出産費用が出産育児一時金と付加金の合計額に満たなかった場合には、差額分の支給を自動で行います。

3 1、2の制度を利用しない場合

被保険者が当組合に出産育児一時金の請求をする方法です。退院時に分娩施設に出産費用を全額支払うこととなります。

手続き

「出産育児一時金・同付加金請求書」に「直接支払制度を利用しない旨の合意書」の写しと「領収・明細書」の写しを添付して当組合に請求します。

書類について

●直接支払制度を利用するかしないかの合意書
分娩施設で渡されます。

●受取代理申請書
当組合より発送します。（分娩施設にある場合もあります）

●出産育児一時金・同付加金請求書
当組合ホームページよりダウンロードしてください。